

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を。

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階
TEL&FAX (03)3263-2440

公取協ニュース

新会長に江川氏を選任 平成27年度通常総会・広島・

衛生検査所業公正取引協議会の平成27年度通常総会が、去る5月24日、広島市のANAクラウンプラザホテル広島において日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き、盛大に開催された。同総会では、平成26年度事業報告・決算報告、平成27年度事業計画案・予算案等の議案に続き、役員の選任が行われ夫々提案の通り承認された。また、総会終了後に開催された理事会において新会長に江川洋氏が選定され、新体制の下、新年度の諸事業が執行される。

総会の議長に近本肥于中国地区協議会代表幹事（福山臨床検査センター）が選任され、議事審議が行われた。

<議事審議：概要>

第1号議案 平成26年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局が平成26年度事業報告及び決算報告について説明を行った後、東俊一監事から監査報告が行われ、提案の通り承認された。

第2号議案 平成27年度事業計画案及び予算案に関する件

事務局が平成27年度事業計画案及び予算案について説明。事業計画案では、規約違反行為を積極的に把握する目的で行う定期調査の実施、公取協ホームページの会員向けサイトの新設などの新たな事業も提案された。

また、本日の総会をもって、「真空採血管の無償提供行為に対しても、改善指導から違反措置に切り替わる」（6面に全文掲載）旨を報告。

同議案については、提案の通り承認された。

第3号議案 公正競争規約の一部改正に関する件

事務局が介護保険法の改正に伴い公正競争規約の一部を改正する必要が生じた旨、提案説明を行った。

同議案については、条件付きで提案の通り承認された。



慎重審議を行った平成27年度通常総会

第4号議案 協議会運営規則の一部改正に関する件

事務局が日衛協との今後の関係性を念頭に組織及び運営に関する規則の一部を改正する必要が生じた旨の提案説明を行った。

同議案については、条件付きで提案の通り承認された。

第5号議案 役員選任に関する件

事務局が提出資料に沿って、新役員の選任について提案説明を行った。

同議案については、提案の通り理事32名、監事3名が承認された。

全ての議案審議が終了し、田澤裕光副会長が閉会挨拶を述べ、総会を閉幕した。

新会長に江川氏就任 — 新理事による理事会を開催 —

5月24日、広島市のANAクラウンプラザホテル広島で行われた通常総会の後に開催された新理事による理事会において新会長に江川洋氏が選定された。副会長も4名から6名に増員されるなど江川会長の下、新体制で平成27年度の諸事業が執行される。

また、今まで11年間の長きに亘り会長を務められた伊達忠一氏は名誉会長に選任された。

平成27年度・28年度の役員は、次の通り。

— 衛生検査所公正取引協議会 役員名簿 —

名誉会長	伊達 忠一	札幌臨床検査センター(株)
------	-------	---------------

会長	江川 洋	(株)シー・アール・シー
副会長	久川 芳三	(株)保健科学研究所
副会長	近藤 健介	(株)ビー・エム・エル
副会長	櫻井 芳明	(公社)宮城県医師会
副会長	田澤 裕光	(株)エスアールエル
副会長	近本 肥于	(株)福山臨床検査センター
副会長	中村 文典	(株)L S I メディエンス
副会長	平崎 健治郎	(株)ファルコバイオシステムズ
専務理事	吉村 洋一	(一社)日本衛生検査所協会
常務理事	金村 茂	(一社)日本衛生検査所協会
常任理事	伊達 忠一	札幌臨床検査センター(株)
常任理事	岡内 伸介	(株)四国中検
常任理事	近本 陽一	(株)福山臨床検査センター
常任理事	橋本 充	(株)江東微生物研究所
常任理事	平田 隆志	(株)北陸シーピーエル
常任理事	広田 周一	(株)近畿予防医学研究所
常任理事	横山 強	(一財)総合保健センター
理事	相徳 正俊	(株)兵庫県臨床検査研究所
理事	上森 博文	(一社)日本衛生検査所協会
理事	遠藤 正志	(株)L S I メディエンス
理事	大藪 正樹	(一社)京都微生物研究所
理事	小川 真史	(株)エスアールエル
理事	木越 浩之	(株)第一岸本臨床検査センター
理事	久川 聰	(株)保健科学研究所
理事	小林 仁	(株)江東微生物研究所
理事	佐守 友博	(株)日本医学臨床検査研究所
理事	下川 絹次郎	(株)サンリツ
理事	竹林 伸二	(株)大阪血清微生物研究所
理事	田中 雅和	(株)京浜予防医学研究所
理事	寺岡 重樹	(株)メディック
理事	藤井 勝己	(株)クリニカルパソロジーラボラトリー
理事	吉松 淳次	(株)リンテック
監事	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
監事	早川 吏	(株)早川予防衛生研究所
監事	東 俊一	(株)日本医学臨床検査研究所

平成27年度事業計画

第31回通常総会において平成27年度事業計画案が、提案の通り承認された。今年は、平成25年5月から取組んできた真空採血管の無償提供禁止を柱とした公正競争規約遵守活動の成果が問われる年となる。また、昨年12月に施行された景品表示法の改正に伴い、事業者のコンプライアンス体制の確立が義務付けられ、今年度は会員各社にコンプライアンス担当部署の設置を求め、規約遵守の更なる強化に努める。公正競争規約が衛生検査所業界の正常な商慣習として定着するよう事業計画を基に諸活動を開拓する。事業計画の骨子は次の通り。

1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的取組

- (1) 会員向け研修会・説明会の実施
- (2) 改正景品表示法の施行に伴う会員事業者のコンプライアンス体制の確立
- (3) 個別事前相談への対応

2 規約違反事案に対する調査・措置等

- (1) 定時調査の実施(9月1日)
- (2) 隨時調査の実施
- (3) 調査マニュアルの見直しの検討

3 公正競争規約等の一部改正

4 会員向けの広報活動

- (1) 公正競争規約の周知
- (2) 公取協ニュースの発行
- (3) ホームページの会員専用サイトの開設
- (4) FAQ(Q&A集)の拡充
- (5) 関係官庁からの関係情報提供

5 対外的な広報活動等

- (1) 医療機関向けの規約周知文書の作成
- (2) 医療関係機関誌の活用(広告等)
- (3) 公取協ガイド(協議会案内)の刷新
- (4) 医学会総会への出展(4公取協)

6 関係省庁及び他団体との連携

7 独占禁止法を遵守した公正な競争の推進

8 組織の拡大・強化

会長抱負

一般社団法人日本衛生検査所協会及び衛生検査所業公正取引協議会の会長に就任した江川洋氏は、5月24日に開催された総会後の両会合同懇親会で挨拶に立ち、「伊達前会長に

40年以上にわたり、いろいろな形で仕えてきたが、最近、ますます多忙を極めている前会長のお役に立ちたいとの思いから、思わず会長選に手を挙げてしまいました。」と会長立候補の理由を述べた後、「今、自分に何ができるかと考えた時、伊達前会長の様にはできないし、かと言って、自分は臨床検査技師ですが、現場から離れてかなりの時間が経っているので、学術面でどうかすることも難しい。多々考えたところ、この検査所業界にとって必要なことは、お互いに理解し合い、仲間として協調することではないかとの思いに至り、その役割なら多少担えるのではないか。」との決意を吐露し、「皆様方にこの拙い4代目会長（公正取引協議会は3代目会長）に、どうかご協力をいただきたい。」と訴え、会長挨拶とした。

また、江川会長は、公取協ニュース発刊に当たり、衛生検査所業公正取引協議会3代目会長としての抱負を次のとおり語った。

「医療において検体検査が重要不可欠な分野であることは周知の事実である。この検体検査を業としている衛生検査所の役割も、同じく重要であり社会的責任も重い。医療の一翼を担う衛生検査所は、検査精度の向上保持はもとより検査データ報告の迅速性や安全対策等にも、日々努力を重ねて国民医療の負託に応えている。また、社会的責任をコンプライアンスにおいて果たすという観点からいえば、公正競争規約を遵守することが大変に重要となる。昨年、当協議会は設立30年の節を刻み、新たなスタートを切った。今年度は、規約の完全遵守を目標に掲げ、諸活動に取り組むこととなる。目標達成のために、規約の目的を全会員が再認識し、規約違反を『しない』『させない』『認めない』を合言葉に規約の遵守活動を進めたい。そして、衛生検査所業界における正常な商慣習を築き上げたい。」



江川新会長

運営委員会開く

運営委員会（久川芳三委員長）が、5月24日、日本衛生検査所協会全国営業委員会に引き続き、午後12時からANAクラウンプラザホテル広島において開催された。委員会では、①平成26年度決算報告②平成27年度版リーフレット案③規約違反措置基準改正案④平成27年度・28年度調査委員推薦名簿案について検討を行った。



今後の方針を検討する運営委員会

また、当日開催された総会後の理事会において任期満了に伴う次期（平成27年度・28年度）運営委員会委員を次のとおり選任した。

運営委員会委員名簿（平成27・28年度）

役職	氏名	所属
委員長	久川 芳三	(株)保健科学研究所
副委員長	平崎 健治郎	(株)ファルコバイオシステムズ
副委員長	小林 仁	(株)江東微生物研究所
委員	大井 典雄	札幌臨床検査センター(株)
委員	加藤 幸次	DPR(株)
委員	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
委員	高木 武夫	(株)エスアールエル
委員	乗附 厚司	(株)ビー・エム・エル
委員	原 清美	(株)日研医学
委員	寺岡 重樹	(株)メディック
委員	相徳 正俊	(株)兵庫県臨床検査研究所
委員	小林 広明	(株)福山臨床検査センター
委員	増元 秀之	(株)四国中檢
委員	吉田 成吉	(株)エスアールエル
委員	渡部 公	(公社)宮城県医師会
委員	横地 常広	(一社)日本臨床衛生検査技師会
委員	工藤 岳秀	(一社)日本臨床衛生検査技師会

真空採血管に関する情報提供調査の結果

これまで、自社の真空採血管無償提供の状況、無償提供取りやめに対する取り組み方針の確認などについて報告を求めてきたが、5月末の改善指導期間終了をまさに控え、一歩ステップを進めて、会員各社が真空採血管の無償提供禁止活動を推進する上で支障をきたす他の衛

生検査所の行為について、情報提供を求める調査を全会員対象に実施した。

情報のあった5案件について、公正競争規約関係の資料や真空採血管の無償提供禁止についてのお願い文書を郵送するなどして改善指導を行った。

改善指導内容

① 調査表の発送	平成27年1月16日（回答期限2月13日）
② 回答数（率）	290会員（77.7%）
③ 情報提供	5案件

公正競争規約運用責任者等の登録と今後の役割

昨年12月、公正競争規約の根拠法である景品表示法の改正法が施行された。この改正により、景品表示法違反の未然防止を目的にすべての事業者にコンプライアンス体制の確立が求められ、景品表示法管理責任者等の設置が義務付けられた。

そこでこれを機に、当協議会では、会員との連携を密にして、景品表示法の遵守及び公正競争規約の完全遵守に向けた取り組みを一層強化していくこととし、会員各社に「景品表示法管理責任者」及び「公正競争規約運用責任者」の

設置をお願いするとともに、両責任者を協議会に登録していただいた。

今後は、登録いただいた責任者を窓口として景品表示法等に関する各種の情報提供を行うとともに、必要に応じて研修会を開催するなど知識の習得を支援していくこととしている。管理責任者及び運用責任者におかれでは、社内における景品表示法等の普及啓発に活用し、景品表示法及び公正競争規約違反の未然防止に努めていただくことを願っている。

【景品表示法管理責任者・公正競争規約運用責任者の社内における役割】

- ① 公正競争規約、景品表示法について社内報等により関係従業員等に周知・啓発する。
- ② 社内規定等により、自社が公正競争規約に参加していることを全社員に周知する。
- ③ 公正競争規約に関する確認チェックは、公正競争規約運用責任者が一元的に行うこととし、その旨社内規定等で明確にし社員に周知する。
- ④ 景品表示法や公正競争規約により、違法とならない景品類の価額、種類、提供の方法等を確認する。
- ⑤ 確認した情報については、社内共有電子ファイル等により関係従業員等がいつでもアクセスできるようにする。
- ⑥ 景品類の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な売上伝票等の資料を一定期間保管する。

◆◆◆◆◆ 医療関係4公取協連絡会を開催 ◆◆◆◆◆

去る3月4日、医療関係4公取協連絡会議（医療機関等向けの景品制限規約を設定している当衛生検査所業、医療用医薬品製造販売業、同卸売業、医療機器業の4公取協で構成）が、当番幹事の医療用医薬品製造販売業公取協の会議室において開催された。

当日は、消費者庁から真渕博表示対策課長、平澤徳善規約担当課長補佐、安藤香織規約第一係長、公正取引委員会から田辺治取引企画課長、塩友樹規約担当課長補佐、松原大樹、渡邊亮輔両担当官、及び各公取協の担当役職員の合計27名が出席した（当協議会からは、平崎副会長、吉村専務理事ほか2名が出席）。

会議では、まず消費者庁から事業者のコンプライアンス体制の確立、法執行態勢の強化などを柱とする改正景品表示法の概要について、公正取引委員会から流通・取引慣行ガイドラインの改正案について、それぞれ説明があった。次いで、各公取協から活動状況と懸案事項についての報告が行われた後、活発な意見交換が行われた。

当協議会は、従来から規約の普及啓発と規約違反の未然防止を主眼に活動してきているところ、26年度においては、広報資料として新しく「公取協ガイド」を発行し、ホームページを開設したこと、及び真空採血管の無償提供禁止の徹底に取り組んでいることについて説明した。

医学会総会 学術展示に出展

第29回日本医学会総会に併せて、医療関係者向けの学術展示が4月10日から12日まで京都市の「京都市勧業館 みやこめっせ」で開催された。医療関係4公取協合同で展示ブースを設置し、医療関係者に公正取引協議会活動の理解・普及を目的に広報活動を行った。

展示ブースには、各協議会から派遣の4～5名の担当者が待機し、4公取協で共同制作した公正競争規約のリーフレット「医療関連業界における景品類提供の制限に関する公正競争規約のごあんない」や、当協議会の「公正取引協議会のご案内」などを配布して公正競争規約設定の趣旨、内容などを説明するとともに、意見や質問に対してはわかりやすく解説を行い、規約の理解と普及に努めた。積極的に資料を集めたり、真空採血管の無償提供禁止活動について意見を寄せる医療関係者など、お互いの理解が深まる良い機会となった。



医学会総会展示ブース（京都市勧業館みやこめっせ）

公取協連合会総会開催される

全国79の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の平成27年度定時総会が、6月15日、霞が関の東海大学校友会館において開催された。

今年度は役員改選期に当たり、植木正威氏（（公社）首都圏不動産公正取引協議会会長）が会長に再任されるなど、予定の議題が滞りなく承認された。

来賓として出席した消費者庁真渕博表示対策課長からは、景品表示法を運用する上で公取協の活発な活動が欠かせない、また、公正取引委員会の田辺治取引企画課長からは、公正取引に関する法令の普及についての活動も引き続きお願いしたいなどと、連合会及び会員公取協の活動に期待している旨の挨拶があった。

総会終了後、公正競争規約の適正な運用を通じて、景品表示法の目的達成に顕著な功績があった3公取協及び公取協役員4名に対して、消費者庁担当の山口内閣府特命担当大臣から表彰が行われた。



79公取協が参考した連合会総会（東京霞が関ビル）

規約違反行為に対しては、違反措置を適用

消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けて、衛生検査所業公正取引協議会が定めた公正競争規約では、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、真空採血管等の景品類は提供できないことになっている。しかし、平成25年4月の消費者庁からの規約遵守の要請文書で指摘された通り、当時は、医療機関への真空採血管の無償提供が依然として広く行われていたのが現状であった。

同要請文書を受け、当協議会では平成25年5月から①真空採血管の無償提供の禁止等、公正競争規約の完全遵守のお願いリーフレットの配布、②地区協議会別に規約周知説明会を開催、

③真空採血管の無償提供取止め状況の実態調査の実施、④会員各社における真空採血管の無償提供禁止に関する今後の取組み方針調査の実施、⑤⑥のフォローアップ調査の実施、⑥第30回総会で決議の採択、等々の規約を周知徹底するための諸活動を2年間にわたり行ってきた。

昨年10月、協議会設立30周年の節を刻み、今年の5月24日に広島で開催された第31回(平成27年度)通常総会を機に、真空採血管の無償提供行為に対しては、違反措置に切り替える旨の通知文を全会員へ配布した。配布された通知文は、次に掲載の通りであるので留意願いたい。

平成27年5月24日

会員各位

衛生検査所業公正取引協議会会長

真空採血管の無償提供行為に対する違反措置への切り替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、公正取引協議会の活動にご理解・ご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、当協議会では、平成21年5月に公正競争規約を見直し、「真空採血管の無償提供の禁止」事項等を加え、規約の遵守徹底に努めてきました。しかし、平成25年4月に当協議会を所管する消費者庁から「医療機関への真空採血管の無償提供が依然として会員事業者によって広く行われているが、これは公正競争規約によって禁じられているものであり、医療機関に対し行うべき行為ではないため強く改善を求める。」との要請通知を受けました。これを機に、当協議会として今日まで2年間に亘り、規約遵守に向けて種々の取組みを実施してきました。会員各社の積極的な活動と医療機関等のご理解・ご協力により真空採血管の無償提供の禁止等、規約の遵守が業界にかなり浸透してまいりました。

当協議会では、本日までは真空採血管の無償提供という規約違反行為が疑われる場合においても改善指導に止めてきましたが、当初の予定通り、本日(5月24日)開催の平成27年度通常総会をもって、改善指導から違反措置に切り替わりますので、ご留意の程、宜しくお願ひいたします。

具体的には、9月に行う定期違反調査(真空採血管に限らず規約で禁止されている全ての景品類を対象とした調査)において規約違反行為があると認められた場合には、規約違反措置基準に則り違反行為を排除するために必要な措置を採りますので、周知の程、重ねてお願ひいたします。

敬具

平成26年度における景品表示法違反事件の処理状況

○平成27年6月18日 消費者庁発表資料より作成

事件の内容	消費者庁による処理			都道府県による処理
	措置命令	指導	合計	
表示事件	30(45)	294(349)	324(394)	3(64)
景品事件	0(0)	19(24)	19(24)	0(0)
合計	30(45)	313(373)	343(418)	3(64)

㊟「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。()内は平成25年度。

- (1) 消費者庁は、景品表示法に違反する事実があると認めたときは、「措置命令」を行っている。また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。
- (2) 都道府県知事は、景品表示法第7条の規定に基づき、景品表示法違反があると認めるときは、その行為の取りやめなど必要な事項を「指示」している。なお、景品表示法の改正により平成26年12月以降は、都道府県知事も「措置命令」を行うこととなったが、26年度中の措置命令はなかった。

○主な事例 《不当な表示についての措置命令》

(1) 事実の概要

(株)エム・エイチ・シーは、「蘇生イオンR空気活性器 旅の恋人」と称する商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、日刊新聞紙に掲載した広告において、「イオンと活性石の相乗効果でこんなにスゴイ実験結果が!」、「インフルエンザウイルス98.4%以上除菌（北里環境学科センター報告書）」、「黄色ブドウ球菌99.6%除菌（北里環境科学センター報告書）」、「ニコチン89%以上除去（株式会社分析センター報告書）」、「ホルムアルデヒド39%除去（株式会社分析センター報告書）」、「アンモニア36%除去（株式会社分析センター報告書）」、「トイレの嫌な臭いを除去。脱臭・抗菌効果で快適な空間に！」等と記載するなど、あたかも、本件商品を車内や室内等で使用することで、イオンの働きやイオンと「活性石」と称する物質の相乗効果により、インフルエンザウイルス等が除菌、ニコチン等が除去され、脱臭・抗菌効果が生じるかのように表示していた。

消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、資料を提出したが、当該資料は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

(2) 命令の概要

①前記表示は、景品表示法違反である旨を一般消費者に周知徹底すること。②再発防止策を講じて、役員及び従業員に周知徹底すること。③今後、合意的な根拠をあらかじめ有することなく、同様な表示を行わないこと。



本年5月24日に開催された定時総会以降は、真空採血管の無償提供行為が発見された場合には違反措置に切り替わることであるが、具体的にはどのような措置が採られるのか。



真空採血管の無償提供行為については、当分の間、疑わしい行為が発見されても改善の指導にとどめていたところですが、今後は、公正競争規約第7条の規定に基づく調査を行い、調査の結果、違反行為が確認された場合には、第8条の規定に則って警告等の措置を採ることになります。

初回の違反行為については、違反行為の差止と再び同様の行為を行わないよう注意や警告を行い、誓約書の提出にとどまりますが、何度も違反行為を繰り返す場合には、違約金の徴収や公取協からの除名処分、消費者庁へ措置を要請することがあります。

規約完全遵守を訴える：新広告

5月の総会を終え、公正競争規約の完全遵守に向けた活動は、新たな段階に入った。公正取引協議会では、今まで、真空採血管の無償提供禁止に焦点を絞って活動を展開してきたが、今後は、規約で提供が禁止されている全ての景品類を対象に違反行為の防止に取組むことになる。5月からは、規約の完全遵守を訴える新たな広告を医療関係誌・紙に掲載している。



新会員紹介

3月及び5月開催の理事会において次の5施設の入会が承認された。これにより、5月24日現在の会員数は375となった。

【新会員】

- ①(株)エスアールエル 中央ラボラトリー
- ②(株)リンテック 福岡ラボラトリー
- ③(株)LSI メディエンス 庄内ラボラトリー
- ④(株)ファルコバイオシステムズ(本社)
- ⑤(株)岡山医学検査センター 備前支所

編集後記

公正競争規約の根拠法の景品表示法が、平成26年度において2回にわたって強化改正されました。改正案の国会審議の過程で、規約制度・公取協の活動が何度も取り上げられ、改正法採決に際しては、行政として「規約制度のより一層の普及を促進すること」という付帯決議が採択されています。

このように社会的に公取協の活動が期待されており、景品表示法運用の一翼を担っていることを再認識し、規約の完全遵守に取り組んでいくこととしています。ご協力をお願いします。(吉)



◇規約遵守を推進する新リーフレット 完成

この7月、公正競争規約の遵守を更に推進するためのリーフレット「公正競争規約の完全遵守に関するご理解とご協力のお願い」が完成した。同リーフレットは、医療機関及び医療団体等に配布し、規約及び規約を運用する公正取引協議会の活動を正しく理解していただき、協力を得る目的で作成したものであり、会員各社において活用願いたい。

同リーフレットは、A4サイズの4頁構成。1面は、お願い文。2面は、景品表示法と公正競争規約の関係。特に、規約の法的立ち位置について解説するとともに告示第54号を掲載。3面は、公正競争規約による景品提供制限の内容。4面は、会員会社一覧となっている。

◇ホームページに会員向けサイト 新設

昨年9月に当協議会のホームページを開設し、公正競争規約や協議会の組織、活動等について会員にとどまらず、医療機関関係者をはじめ広く一般の方々にも閲覧いただけてきた。当協議会では、7月末を目途に会員向けのサイトをホームページに新設する。

会員向けのサイトには、①会員への通知 ②会員からの照会・相談に対する回答速報 ③Q&A ④会員規程 ⑤違反措置基準 ⑥違反事案の概要 等を掲載する予定。

◆故田中氏のお別れの会に多くの関係者が参列

去る2月9日、90歳で永眠された故田中太妥史氏(兵庫県登録衛生検査センター元代表取締会長)の「お別れの会」が6月20日、大阪市のリーガロイヤルホテルで執り行われ、多くの関係者が献花を行った。同氏は、日本衛生検査所協会の役員、同協会近畿支部長等を歴任され、衛生検査所業界の発展に多大な功績を残された。心からご冥福をお祈りいたします。合掌